株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

１．株式等の振替に関する業務規程（平成20年８月15日通知）　　（下線部分変更）

新	旧
（用語） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（58）　（略） (59) 共通番号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号（以下単に「個人番号」という。）又は同条第16項に規定する法人番号をいう。 （60）～（62）　（略）	（用語） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（58）　（略） (59) 共通番号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号（以下単に「個人番号」という。）又は同条第15項に規定する法人番号をいう。 （60）～（62）　（略）
（機構取扱対象株式等） 第６条　機構は、株式等のうち次に掲げるもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）であって次条第１項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。 （１）～（３）　（略） （４）前号に掲げる新株予約権以外の新株予約権であって規則で定める要件のすべてを満たすもの（以下「非上場新株予約権」という。）	（機構取扱対象株式等） 第６条　機構は、株式等のうち次に掲げるもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）であって次条第１項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。 （１）～（３）　（略） （４）前号に掲げる新株予約権以外の新株予約権であって次に掲げるもの。 イ　金融商品取引所に上場されていた新株予約権（規則で定める新株予約権に限る。）
（削る） （削る）	ロ　前イに掲げる新株予約権以外の新株予約権であって規則で定める要件のすべてを満たすもの（以下「非上場新株予約権」という。）

（５）　（略）	（５）　（略）
（６）　前号及び次号に掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であり、かつ、規則で定める要件のすべてを満たすものであって、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債に係る社債であるもの（以下「非上場新株予約権付社債」という。）	（６）　前号及び次号に掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であって次に掲げるもの（規則で定めるものを除く。）
（削る）	イ　金融商品取引所に上場されていた新株予約権付社債
（削る）	ロ　前イに掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であり、かつ、規則で定める要件をすべて満たすものであって、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債に係る社債であるもの（以下「非上場新株予約権付社債」という。）
（７）～（８）の２　（略）	（７）～（８）の２　（略）
（８）の３　前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権であって規則で定める要件のすべてを満たすもの（以下「非上場新投資口予約権」という。）	（８）の３　前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権であって次に掲げるもの
（削る）	イ　金融商品取引所に上場されていた新投資口予約権（規則で定めるものに限る。）
（削る）	ロ　前イに掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権であって規則で定める要件のすべてを満たすもの（以下「非上場新投資口予約権」という。）
（９）～（12）　（略）	（９）～（12）　（略）
（振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知） 第259条　振替機関等は、振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し、発行	（振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知） 第259条　振替機関等は、振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し、発行

者から新株予約権付社債券が交付されない場合には、取扱廃止日を取扱廃止に係る新株予約権付社債権者を確定する日（以下「取扱廃止新株予約権付社債権者確定日」という。）として、当該発行者に対し、次項から第10項までの規定により、当該振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である加入者に係る情報を通知（以下「新株予約権付社債権者情報の通知」という。）しなければならない。ただし、新株予約権付社債権者情報の通知を要しないものとして規則で定める場合には、この限りでない。	者から新株予約権付社債券が交付されない場合には、取扱廃止日を取扱廃止に係る新株予約権付社債権者を確定する日（以下「取扱廃止新株予約権付社債権者確定日」という。）として、当該発行者に対し、次項から第10項までの規定により、当該振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である加入者に係る情報を通知（以下「新株予約権付社債権者情報の通知」という。）しなければならない。
２～10　（略）	２～10　（略）
（国税通則法施行規則で定める社債等） 第287条の４　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第11条の７第１項に規定する振替機関が業務規程で定める社債等は、振替株式等とする。	（国税通則法施行規則で定める社債等） 第287条の４　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第11条の６第１項に規定する振替機関が業務規程で定める社債等は、振替株式等とする。

２．附　則

この改正規定は、令和８年12月１日から施行する。

以　上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

１．株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年８月15日通知）　　（下線部分変更）

新	旧
（非上場新株予約権等の要件） 第２条　（略） ２・３　（略） （削る）	（非上場新株予約権等の要件） 第２条　（略） ２・３　（略） ４　規程第６条第４号イに規定する規則で定める新株予約権は、取得条項付新株予約権（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 273 条第１項に規定する取得条項付新株予約権をいう。）であって、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新株予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されている新株予約権とする。
４　規程第６条第４号及び第６号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。 （１）～（４）　（略） （削る）	５　規程第６条第４号ロ及び第６号ロに規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。 （１）～（４）　（略） ６　規程第６条第６号に規定する規則で定めるものとは、期限の利益を喪失している新株予約権付社債（次に掲げる新株予約権付社債を除く。）とする。 （１）　株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）第１条に規定する株式会社地域経済活性化支援機構をいう。以下「地域経済活性化支援機構」という。）の支援により事業の再生が見込まれる発行者のうち、法律の規定に基

	づく破産手続、会社更生手続又は民事再生手続を必要としない発行者が発行する新株予約権付社債 （２）　特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第２条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下同じ。）により事業の再生が見込まれる発行者が発行する新株予約権付社債
５　（略）	７　（略）
（削る）	８　規程第６条第８号の３イに規定する規則で定めるものは、取得条項付新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の９第１項に規定する取得条項付新投資口予約権をいう。）であって、新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新投資口予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されている新投資口予約権とする。
６・７（略）	９・10　（略）
（同意書） 第３条　（略）	（同意書） 第３条　（略）
２　前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類（機構が認める場合には、電磁的記録を含む。以下この条から第５節までにおいて同じ。）を添付するものとする。ただし、第１号イからハまで、第２号イ、第３号イ及び第４号の２イに	２　前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類（機構が認める場合には、電磁的記録を含む。以下この条から第５節までにおいて同じ。）を添付するものとする。ただし、第１号イからハまで、第２号イ、第３号イ及び第４号の２イに

掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。	掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。
（１）・（２）（略）	（１）・（２）（略）
（３）新株予約権付社債	（３）新株予約権付社債
イ　（略）	イ　（略）
（削る）	ロ　次に掲げる事項を記載した所定の書面
	（イ）発行代理人の商号又は名称
	（ロ）支払代理人の商号又は名称
	（ハ）その他機構が定める事項
ロ　その他機構が定める書類	ハ　その他機構が定める書類
（４）～（７）（略）	（４）～（７）（略）
３　（略）	３　（略）
（株式等の取扱いの廃止の事由）	（株式等の取扱いの廃止の事由）
第５条　規程第９条第１項に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。	第５条　規程第９条第１項に規定する規則で定める事由は、上場日前に機構が取扱いを開始した上場する予定の株式等について、内閣総理大臣による承認（金融商品取引法第122条第１項に規定する承認をいう。）の取消しがあった場合とする。
（１）　上場日前に機構が取扱いを開始した上場する予定の株式等について、内閣総理大臣による承認（金融商品取引法第122条第１項に規定する承認をいう。）の取消しがあった場合	（新設）
（２）　特定の銘柄の振替株式等についての権利を有する者が存在しなくなった場合	（新設）
（３）　振替機関及び口座管理機関の備える振替口座簿中の加入者の口座における特定の銘柄の振替株式等の全部についての記載又は記	（新設）

録が抹消された場合	
（４）　振替新株予約権付社債について期限の利益を喪失した場合	（新設）
２　規程第９条第１項に規定する規則で定める日は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。	２　規程第９条第１項に規定する規則で定める日は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
（４）　前項第２号から第４号までに掲げる事由に該当することとなったもの　機構が別に定める日	（新設）
３～５　（略）	３～５　（略）
（機構加入者口座の開設申請の手続）	（機構加入者口座の開設申請の手続）
第11条　（略）	第11条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　規程第18条第４項に規定する規則で定める書類は、第２項第１号及び第２号に掲げる書類その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号）第７条に規定する書類その他機構が定める書類とする。ただし、機構が認める場合には、その提出を省略することができる。	４　規程第18条第４項に規定する規則で定める書類は、第２項第１号及び第２号に掲げる書類その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号）第６条に規定する書類その他機構が定める書類とする。ただし、機構が認める場合には、その提出を省略することができる。
（新株予約権付社債権者に係る情報の通知を要しない場合）	（新設）
第336条の２　規程第259条第１項に規定する規則で定める場合は、規則第５条第１項第２号に規定する場合とする。	

別表１

１．　株式の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
（１）～（８）　(略)		
（９）　（略）	吸収合併消滅会社となる会社	（略）
	吸収合併存続会社となる会社	
(10）～(12)　(略)		
(13)　（略）	株式交換完全子会社となる会社	（略）

別表１

１．　株式の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
（１）～（８）　(略)		
（９）　（略）	吸収合併消滅会社となる会社	（略）
	吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社の株式が振替株式でない場合であって吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を発行する場合、又は吸収合併存続会社が吸収合併に際して自己株式を移転しようとする場合に限る。）	
(10）～(12)　(略)		
(13)　（略）	株式交換完全子会社となる会社	（略）

	株式交換完全親会社となる会社	
（14）　（略）		
（14）の２　株式交付計画の内容を決定した場合（株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を発行する場合に限る。）	（略）	（略）
（15）～（24）　（略）		

２．　新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
（１）・（２）　（略）		
（３）　取得条項	（略）	（略）

	株式交換完全親会社となる会社（株式交換完全子会社の株式が振替株式でない場合であって株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を発行する場合、又は株式交換完全親会社が株式交換に際して自己株式を移転する場合に限る。）	
（14）　（略）		
（14）の２　株式交付計画の内容を決定した場合	（略）	（略）
（15）～（24）　（略）		

２．　新株予約権付社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
（１）・（２）　（略）		
（３）　取得条項	（略）	（略）

付新株予約権付社債の一部を取得する定め（会社法第236条第１項第７号ハ）がある場合における取得すべき新株予約権付社債を決定した場合又は会社法第236条第１項第７号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）		
（４）～（33）　（略）		

３．　新株予約権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
（１）～（13）　（略）		
（13）の２　新株予約権が消滅した場合	振替新株予約権を発行する会社	新株予約権が消滅した後速やかに

付新株予約権付社債の一部を取得する定め（会社法第236条第１項第７号ハ）がある場合における取得すべき新株予約権付社債を決定した場合又は会社法第236条第１項７号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）		
（４）～（33）　（略）		

３．　新株予約権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
（１）～（13）　（略）		
（新設）	（新設）	（新設）

<table>
<tr>
<td>

（14）～（17）　（略）

４．　（略）

４の２．新投資口予約権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
（１）～（４）　（略）		
（４）の２　新投資口予約権が消滅した場合	振替新投資口予約権を発行する投資法人	新投資口予約権が消滅した後速やかに
（５）～（８）　（略）		

５～７．　（略）

（注）　（略）

</td>
<td>

（14）～（17）　（略）

４．　（略）

４の２．新投資口予約権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
（１）～（４）　（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（５）～（８）　（略）		

５～７．　（略）

（注）　（略）

</td>
</tr>
</table>

２．附　則

この改正規定は、令和８年12月１日から施行する。

以　上